苫小牧港管理組合競争入札参加資格者指名停止事務処理要領

(趣旨)

第1 管理組合が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る指名競争入札に参加 する資格を有する者(以下「資格者」という。)の指名停止の事務処理については法令等に別段の 定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによるものとする。

(指名停止)

- 第2 管理者は、資格者が別表第1又は別表第2の各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 前項の場合において、指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を 指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すもの とする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3 資格者が1の事案により別表各項の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに 規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とす る。
- 2 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ 別表各項に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍)の期間と する。
- (1) 別表第1項から第8項まで又は第9項から第21項(別表第2にあっては第19項)までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ同表第1項から第8項まで又は第9項から第21項(別表第2にあっては第19項)までの停止要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 管理者は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2 分の1まで短縮することができる。
- 4 管理者は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 管理者は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 管理者は、別表第12項又は第15項の停止要件に該当し、指名停止を行った資格者について、 当 該停止の期間が満了している場合において、当該事案について極めて悪質な事由が明らかとなった ときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した期間から、当初の指名停止の期間を控除した 期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 7 管理者は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった と認めたときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

- 第4 管理者は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を 負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請 負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 管理者は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体 の資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)に ついて、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行 うものとする。
- 3 管理者は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体 について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 4 管理者は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3第5項の規定による指名停止の期間の変更を 行うときは、前3項の規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体 に対し、第3第5項の規定により指名停止の期間の変更をした資格者の変更後の指名停止の期間の 範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の期間の変更を行うものとする。
- 5 管理者は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3第7項の規定による指名停止の解除を行うときは、第1項から第3項までの規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3第7項の規定により指名停止の解除を行った資格者と併せて指名停止の解除を行うものとする。

(契約の相手方の制限)

第5 管理者は、資格者が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するものとして、契約書を作成する契約の締結前に指名停止を受けた場合は、指名停止の期間中の当該資格者を当該契約の相手方としてはならない。

また、当該資格者が議会の議決に付すべき契約における落札者である場合、本契約の締結前においては、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除し、本契約を締結しないこととする。

- 2 前項の取扱いは、同項に掲げる停止要件以外の停止要件に該当する場合であって、その事案の重大性や悪質性から社会的影響が大きいものに該当すると管理者が認めるときも同様とする。
- 3 管理者は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ管理者の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第6 管理者は、指名停止の期間中の資格者が管理組合と締結した契約に係る工事等の全部若しくは 一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止等の通知)

- 第7 管理者は、第2第1項若しくは第4の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定に より 指名停止の期間を変更し、又は同第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該 資格者に 遅滞なく通知するものとする。
- 2 管理者は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が 管理 組合と締結した契約に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴する ものとす る。

(指名停止等の措置決定等)

第8 第2項第1項若しくは第4の規定による指名停止、第2第2項の規定による指名の取り 消し、 第3第5項の規定による停止期間の変更又は第3第7項の規定による指名停止の解除 に係る審議 は、建設工事入札参加資格者資格審査委員会(以下「資格審査会」という。)に おいて行うもの とする。 (その他)

第9 この要領の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

- この要領は、平成 16 年 7 月 15 日から施行する。 附 即
- この要領は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。 附 則
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和元年5月13日から施行する。